

「琵琶湖森林づくりパートナー協定」 概要

1. 協定の目的・概要

「琵琶湖森林づくり条例」の基本理念に基づき、滋賀県が推奨する琵琶湖森林づくりパートナーの趣旨・仕組みに賛同いただいた企業・団体が森林所有者と協定を結び、森林の整備の推進に参画するもの。

東近江ロータリークラブからの森林づくり活動にかかる費用支援により、一般社団法人滋賀県造林公社の分収林において、間伐等の森林整備を推進する。

滋賀県および東近江市は、協定当事者間のコーディネーター役・パイプ役として、協定に基づき実施される森林づくり活動の支援に当たる。

※ 今回の協定の特徴

東近江ロータリークラブが60周年を機に、将来に向けた持続可能な事業として、「琵琶湖をまもる」森づくり事業に取組みたいとの意向から取組まれることとなったもの。社会奉仕団体としては初めての事例。森林所有者である滋賀県造林公社とともに森林整備活動（獣害防止テープ巻）等を実施予定。

※ 協定内容

協定期間 5年間

森林づくり費用（企業から提供される費用） 150万円

協定対象面積 約11ha（10.52ha）

森林の愛称 東近江ロータリークラブの森

2. 協定を締結する団体

1. 協定を締結する団体紹介

(1) 企業等側

◆東近江ロータリークラブ

○所在地：東近江市妙法寺町

○会員数：37名

○目的：意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと。具体的には、①知り合いを広めることによって奉仕の機会とする②職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにする③ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践する④奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進する

○沿革：1961年 創立

1974年 上田ロータリークラブ（長野県）と友好・姉妹クラブ締結

1979年 MARQUETTE ROTARY CLUB（ミシガン州）と友好・姉妹クラブ締結

2020年 60周年

～東近江ロータリークラブホームページより引用～

(2) 森林所有者側

◆一般社団法人滋賀県造林公社

○所在地：大津市松本1丁目

○所有面積：約1万4,000ha

○公社概要：

琵琶湖周辺の上流水源地域の森林の水源かん養機能の向上、森林資源の造成、農山村経済の基盤の確立等を目的に、滋賀県、県内市町、下流府縣市等の参加を得て、昭和40年に設立（平成24年3月に財団法人びわ湖造林公社を吸収合併、平成25年4月に一般社団法人へ移行）。

滋賀県全域に分収林（地上権設定を行い、土地所有者に代わって植栽・保育等を行い、伐採収益を分収する）を所有している。今回は、林地へのアクセスのしやすさなどから、東近江市君ヶ畑町の森林を対象に協定を締結する。

昭和40年に最初に植栽した森林が伐採期を迎えていることから、木材生産についても積極的に進んでおり、滋賀県産材の安定的な流通にも寄与している。

3. 調印式

◇日時：令和2年8月4日（火）午前11時30分～12時00分

◇場所：滋賀県庁本館 知事室（大津市京町四丁目）

◇スケジュール：	11:30～11:35	開会／出席者紹介	概要説明
	11:35～11:40	調印	
	11:40～11:50	調印者、立会人のコメント	
	11:50～12:00	写真撮影	
	12:00	閉会	

4. 協定調印までの経緯

○令和元年

・6月19日 東近江ロータリークラブ60周年担当理事より、記念事業として継続的に東近江の森づくりを支援したいとの相談（電話）

・7月10日（中部森林整備事務所）

東近江ロータリークラブ、滋賀県造林公社、森林政策課、中部森林整備事務所、東近江市 顔合わせ

・10月10日（現地）

滋賀県造林公社で候補地を絞り込み、東近江ロータリークラブに打診していたが、その中で現地を視察した結果、東近江市君ヶ畑町の事業地を対象とすることに決定。

・10月11日（中部森林整備事務所）

関係者による協定内容、初回活動の打合せ

○令和2年

・2月17日、5月12日（中部森林整備事務所）

関係者による協定内容の確認、初回活動の打合せ